

第 13 号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。

第3条第1項中「第6条」の次に「及び第7条」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等を図るため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。